

第206回千代田区建築審査会議事録

日 時： 令和6年10月16日（水） 午後2時から午後2時40分まで

場 所： 区役所4階 404会議室

参加委員： 4名

会	長	関	智文
委	員	木島	千嘉
委	員	正木	順子
委	員	山崎	芳明

議 題： 建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

(1)議案第32号 バス停留所上家 永田町 （小滝橋車庫前方向）

(2)議案第33号 バス停留所上家 麴町五丁目（四谷駅前方向）

結 果： いずれも同意した。

議事の概要

会長	議案第32号及び第33号について、まとめて詳細を説明願いたい。
千代田区	議案第32号及び33号は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バス停留所の上家を建て替えるものである。いずれも、雨風及び日差しを防ぐことに加えて、ベンチなどの設置によって利用者の利便性や快適性を向上させることを目的とした計画であり、公益上必要な建築物といえる。 道路に対する影響については、議案第32号、第33号の順に、歩道残幅員が3.760m、3.678m確保されており、さらに、所管の警察署及び消防署並びに道路管理者から支障がない旨の意見を得ていることにより、通行上支障がないと判断できる。 このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。
委員	議案第32号について、現況よりも建替え後の方が屋根の面積が

	小さくなってしまい、バスを降りた利用者が雨に濡れてしまうようになる。利便性が向上するとは思えないが、この計画は妥当なのか。
千代田区	現況では、上家の支柱がバスの降車口の前に位置しており、利用者の動線上の支障となっている。一方で、今回の計画は、上家は小さくなるものの降車口を4.716m確保できることから、この計画は妥当だと考える。
事務局	仮に8mぐらいのスペースがあったとすれば、降車する人が雨に濡れない上家を作れたが、マンホールや植栽帯といった障害物があったので採用できなかったようだ。
委員	議案第33号について、時刻表が上家の右側（降車口側）に、道路に直交して配置されているが、乗車待ちの列はバスの乗車口から降車口の方角に向かって伸びるのが一般的であると思われるので、この配置では列を作るのに支障があるのではないか。
千代田区	議案第33号のバス停は終点に近く、乗車待ちの列が長く伸びることが少ないため、特段の支障はないと考える。また、以下の①②のためにこのような計画となっている。 ①広告パネルとベンチの位置関係は固定されており仮に計画全体を反転すると降車口の利用に支障が生じる。 ②仮に時刻表を上家の左側（乗車口側）に配置すると、ベンチと配置場所と重なって時刻表の確認に支障が生じる。
委員	バス停の位置を変えることはできないのか。
千代田区	バス停の位置を数メートル程度ずらす計画で申請されることはある。だが、建築基準法の手続の中では、バス停の位置を大きく変えるべきか否かについての協議や確認はしていない。
委員	議案第33号のバス停の「特定行政庁が指定する区域」とはどのようなものか。
千代田区	建築基準法上の隣地斜線制限がない区域である。大通り沿いで

	高度利用を認めるために、この指定をしている。
会長	議案第32号と第33号は、点字ブロックの位置が変わるのか。また、車いす利用者はどのようにしてバスに乗り降りするのか。
千代田区	議案第32号の点字ブロックの位置は変わらない。議案第33号は乗車口の位置がずれるので、それに合わせて点字ブロックも場所が変わる。車いす利用者は、乗車も降車も降車口から行う。
事務局	実際に乗り降りする際には、バス備え付けのスロープを設置してもらう。
会長	他に質問はないようであるが、議案第32号及び33号について同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上